

資料 2 - 2

新潟市農業振興地域整備審議会規則(昭和47年規則第2号)新旧対照表

改正後 (案)	現行	備考
<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。</p> <p>2 <u>審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。(略)</u></p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。<u>ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>3 <u>前条第3項第2号、第4号及び第5号の規定による委員が、当該委員に委嘱されることとされた職を離れ、又は失ったときは、その委員の地位を失うものとする。</u></p> <p>4 <u>臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審議会の会議は、会長が<u>招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。(略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 委員の任期は2年とする。<u>ただし、再任されることを妨げない。</u></p> <p>2 <u>委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>前条第2項第2号、第4号及び第5号の規定による委員が、当該委員に委嘱されることとされた職を離れ、又は失ったときは、その委員の地位を失うものとする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審議会の会議は、会長が<u>招集する。</u></p> <p>2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、</p>	<p>追加</p> <p>追加</p>

議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

7 第5条及び第6条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「審議会」とあるのは「部会」と、第5条第1項及び第6条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、農林水産部農業政策課において処理する。

(その他)

会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、農林水産部農業政策課において処理する。

(その他)

追加

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。